

答 申

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において開示しないこととした情報を開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 異議申立人は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、平成27年10月6日、下記の内容について開示の請求を行った。

- (1) 第869回教育委員会定例会（平成27年8月7日開催）の第4号議案（平成28年度使用宮城県立中学校教科用図書の採択について）についての会議録
- (2) 第870回教育委員会臨時会（平成27年8月20日開催）の第1号議案（平成28年度使用宮城県立中学校教科用図書の採択について）についての会議録

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として次のものを特定した。

- (1) 第869回宮城県教育委員会定例会配布資料 第4号議案 3件
- (2) 第869回宮城県教育委員会定例会会議録 第4号議案部分（以下「本件行政文書1」という。）
- (3) 第870回宮城県教育委員会臨時会配布資料 第1号議案 9件
- (4) 第870回宮城県教育委員会臨時会会議録 第1号議案部分（以下「本件行政文書2」という。）

その上で、実施機関は、上記（1）及び（3）の行政文書を開示し、（2）及び（4）の一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年10月20日付けで異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第7号該当

教科書の採択に当たっては、文部科学省通知により静ひつな採択環境の中で外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を行うことが求められている。

このような採択事務の性質上、教科書採択に係る会議録で発言者の氏名が特定された場合、その発言内容により発言した委員個人に対する働きかけが行われ、その結果、将来の同種の事務事業において、委員の率直な意見交換や中立性が損

なわれるなど、将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる。

- 4 異議申立人は、平成27年10月23日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、非開示とされた部分の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 教育委員会の会議の原則公開について

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項で原則公開を定めており、教科書採択の議案についても会議は公開するべきである。

なお、他の地方公共団体においても、教科書採択事務に関する会議を公開している事例があり、公開しても支障が生ずるとは認められない。

教科書採択は住民にとっても関心の強い問題であり、多数の住民が会議を傍聴できるような工夫をすることが教育委員会に求められる対応と考える。

(2) 発言者の氏名について

実施機関は、発言者の氏名について「公開することにより、将来の同種の事務事業の目的が達成されなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる」としている。

教育委員は、特別職の公務員及び県民を代表する有識者であり、その発言についても責任を持ち、会議録において発言者名が明らかにされることは制度上予定されている。しかし、部分開示決定通知書においては、その非開示理由の説明が抽象的であり、具体的かつ現実的に支障が生じる蓋然性が示されておらず、条例第8条第1項第7号に規定する非開示情報に該当しない。

また、教育委員会の政治的中立性を確保するためには、個々の委員の考え方や意見を住民がチェックする必要がある。

(3) 具体的現実的な危険性について

実施機関が主張する「政治的圧力」がどのようなことを想定しているかは不明であり、非開示の理由としては具体性に欠ける。

具体的現実的危険性として、実施機関は、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇がインターネットブログで教科書採択に関し、「情報開示で明らかにし、氏名を含めて明らかにし、社会的に追放せざるを得ない。」という書き込みを行っていること及び平成17年の東京都杉並区教育委員会で約600人が詰めかけて審議に圧力をかけ、傍聴人数を増やすよう求める反対派の抗議で審議時間が約30分遅れる事態が生じたことを示している。しかし、前者のブログの書き込みについては、批判的な立場から教育委員という「社会的」立場からの追放、すなわち辞任要求を意味すると思われ、これらの記載からは、教育委員の身体や生命、財産に対する危害を加えようとする内容は読み取れない。後者の杉並区の事例では、平成27年8月12日の教科書採択にかかる教育委員会定例会議事録を発言した委員の氏名も含めてホームページで公表している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の理由説明書、資料及び意見聴取の内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 教育委員会の会議の原則公開について

教育委員会としての意思決定に至るまでの審議内容を明らかにし、広く県民に公表することは何よりも重要であるとの立場から、教育委員会会議の会議録について、教育委員会で秘密会とした部分を除き、ホームページを通じて積極的に公表している。

発言した委員の氏名以外の審議過程全てを開示していることから、発言した委員の氏名を開示しないこととしても、教育委員会としての決定に至るまでの審議過程は確実に確認できる状態にあり、情報公開の目的は達成していると考えられる。

(2) 教科書の採択事務に関する会議体制について

義務教育諸学校の教科書の採択に当たっては、文部科学省からの「平成28年度使用教科書の採択について（通知）（平成27年4月7日付け27文科初第91号）」により、採択手続の適正化に努めることとし、具体的には、静ひつな採択環境を確保するため、外部からの働きかけに左右されることなく、各採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を行うこと、採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開又は非公開を

適切に判断することが求められている。こうしたことから、教育委員会での審議に当たり、適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議を非公開とすることを採択権者の権限と責任において決定した。また、教育委員会は、委員の多数決により意思決定を行う合議制の機関であり、決定事項に対する責任は、委員個人ではなく合議体の教育委員会が負うものである。

(3) 発言した委員の氏名を非開示とした理由について

教育委員会制度の大前提として、何よりも政治的中立性の確保が求められ、政治的中立性を保つためには、審議過程はもちろんのこと、その後においても、政治的圧力からの回避や思想信条の自由が保障されなければならない。会議録により発言者の氏名が特定された場合、委員個人に対して、採択結果に賛成・反対の両方の立場の団体や個人などから、政治的圧力や干渉などの働きかけを受け、委員が政治的攻撃の標的となり萎縮することで、率直で自由な意見交換が阻害されることになる。このことは、来年度以降の教育委員会の会議での意思決定の中立性及び政治的中立性を損なうこととなり、公正かつ適正な教科の採択ができなくなると認められる。

(4) 発言した委員の氏名を非開示とするに至った具体的現実的危険性について

実施機関が採択結果を公表した後の平成〇年〇月〇日付けで、〇〇〇〇の〇〇〇〇がインターネットブログへ委員個人の身体、生命、財産を脅かすような予告の書き込みを行い、政治的圧力を示唆している。その他にも平成28年度教科書の採択に関し、複数の要請又は抗議等が寄せられている。

また、平成17年の東京都杉並区教育委員会での歴史教科書の採択においては、臨時教育委員会の開催日に区役所には反対派の約600人が詰め掛け、審議に圧力をかけた。傍聴人数を増やすように求める反対派の抗議で審議開始が約30分遅れるなど、静ひつな採択環境が阻害される事態も生じている。さらに、同日行われた教科書の採択をめぐる反対集会に参加していた男性が、暴行容疑で逮捕される事態も生じている。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の

理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 対象行政文書について

審議の対象となる対象行政文書は、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から対象行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示妥当性を検討する。

3 条例第8条第1項第7号の該当性について

本件行政文書1及び2に記録された情報のうち、議事録に記載された発言者の氏名について、実施機関は条例第8条第1項第7号に該当するものとして非開示とした旨説明することから、以下、実施機関が主張する非開示条項該当の妥当性について検討する。

(1) 条例第8条第1項第7号について

条例第8条第1項第7号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」を非開示事由として規定している。

ここで、「支障が生ずると認められる」ためには、当該支障の程度や実現性が、名目的ではなく実質的であり、抽象的なものではないことが求められると解される。

(2) 教育委員会の会議の性質について

教育委員会の議事は、専門的な知識、見識を有する教育委員の自由闊達な意見交換を通じて、教育行政に資する意思決定がされることが予定されているものであり、その活動の教育行政に対して持つ重要性は大きく、住民に対する責任も重い。したがって、プライバシーに関することを審議するなど、事柄の性質上議事の非公開が要請される場合を除き、その審議過程も透明なものとすることが求められていると解すべきである。

本件処分は、教科書採択に関するものである。多数の教科書の中から使用教科書を採択するという当該事務事業の性質上、採択権者に多種多様な意見が寄せられることが考えられる。しかし、採択について決定権を有する教育委員会

の各委員に対しては、そのような状況の中でも率直に意見交換を行い、義務教育にふさわしい教科書を採択することが期待されているというべきである。

(3) 実施機関が条例第8条第1項第7号該当性を判断した背景について

実施機関の説明によると、平成28年度使用教科書の採択に当たっては、第4の(2)のとおり、秘密会とすることを決定しているが、本件行政文書1及び2について、発言した委員氏名以外は全て開示されている。平成28年度使用教科書については、採択前後にかけて複数の団体や個人から要請又は抗議等が行われており、採択後にも第4の(4)のとおり、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇のブログに「歴史の極めて明白な事実を捻じ曲げている『歴史教科書』の採択を強行した、二華中と県教委の『歴史を語る資格もない』輩については、情報開示で明らかにし、氏名を含めて明らかにし、社会的に追放することが必要と断じざるを得ない。」との記事が掲載された事例が見られた。そのため、発言者の氏名が特定された場合、委員個人が様々な圧力や干渉などの働きかけの標的となることが原因で萎縮し、率直で自由な意見交換が阻害され、意思決定の中立が損なわれ、将来の教科書採択事務に支障が生じると認められることから、発言者が特定出来る情報は条例第8条第1項第7号に該当すると判断したとのことである。

(4) 本件行政文書1及び2を開示することで生じる支障について

原処分で非開示とされた部分を開示した場合、議事録に記録された既に関示されている発言内容がいずれの委員によるものかを特定することができる。当審査会において、本件行政文書1及び2を見分したところ、それぞれの発言について、その発言者を明らかにすることにより、個人に対する政治的圧力が加えられ、その自由な発言を躊躇させたり、委員本人やその家族の生命、身体又は財産等が損なわれる危険性が生じると認められるものは確認できなかった。

なお、実施機関によると、平成28年度使用教科書採択に関し、教育委員個人に対する電話や文書の送付等の働きかけは確認できていないとのことである。合議体としての教育委員会に対しては、複数の要請又は抗議等が行われているが、その他は〇〇〇〇の〇〇〇〇〇のブログに「歴史の極めて明白な事実を捻じ曲げている『歴史教科書』の採択を強行した、二華中と県教委の『歴史を語る資格もない』輩については、情報開示で明らかにし、氏名を含めて明らかにし、社会的に追放することが必要と断じざるを得ない。」との記事掲載が確認されたことに留まっており、この1件のみをもって社会通念上受け入れ難い不利益が教育委員個人に与えられる具体的な危険性は確認できないことから、実施機関が主張する今後の教科書採択に係る事務事業の円滑な執行への支障は、抽象的なものに留まるものと考えられる。

(5) 判断

上記(2)で検討したとおり、教科書採択という事務事業の性質上、教育委員会としての意思形成に参加した結果として、教育委員個人に批判的なものを含む様々な意見が寄せられることは、その職責からも一般に想定される受忍の範囲内と考えられ、将来の同種の事務事業に従事する教育委員を萎縮させ、採択の公正さを損なう等の支障が生ずるとは認められない。

また、(4)で検討したとおり、本件処分において非開示とした情報を開示することにより生ずる支障に関する実施機関の主張は、具体性に欠ける抽象的なものに留まると考えられる。

以上により、議事録に記載された発言者の氏名については、条例第8条第1項第7号には該当せず、非開示としたことは妥当ではない。

4 異議申立人のその他の意見について

異議申立人は、実施機関が教科書採択の会議を非公開としたことは適切ではなく、公開すべきであると主張しているが、当該会議を非公開としたことの当否については、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結 論

以上のとおり、実施機関が本件行政文書1及び2を条例第8条第1項第7号を理由に部分開示としたことは妥当でない。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 11. 20	○ 諮問を受けた。(諮問第213号)
27. 12. 28	○ 異議申立人から意見書を受理した。
28. 11. 22 (第361回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 12. 26 (第362回審査会)	○ 実施機関から意見等を聴取した。 ○ 事案の審議を行った。
29. 1. 23 (第363回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 2. 23 (第364回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 3. 23 (第365回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（平成29年4月25日現在）

氏名	区分	備考
蘆立順美	学識経験者	会長職務代理者
伊勢みゆき	情報公開を理解する者	
板明果	学識経験者	
齋藤信一	法律家	会長
十河弘	法律家	